



連載「人権シリーズ」

輝く人権

●問い合わせ

役場人権推進課 人権推進係

☎096(293)7920

同和問題(部落差別)を

正しく理解しましょう

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

結婚の際に出身地などを理由に差別されたり、インターネットなどで差別情報が流されることが大きな課題となっています。町内では6月に同和問題(部落差別)に関する悪質な差別落書きが発生しています。

(参考)同和地区出身者との

結婚に対する町民の意識について
平成28年度に町が行った「人権問題に関するアンケート調査」では、自分の子どもと結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとうわかった場合、「親として反対するが、子どもの意思が強ければ仕方がない」という人を含む

めて反対という気持ちを示した人が22・4%でした。

また、自分が同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強く反対を受けた場合には結婚しないと答えた人が14・1%でした。

同和問題(部落差別)の解決のためには

同和問題(部落差別)は、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

まったくいわれない差別を解消するためには、人を差別することがいかに理不尽なことであるかを十分に理解し、「寝た子をおこすな」という誤った意識をなくし、正しい認識を持つことが大切です。

町では、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、同和問題(部落差別)を人権問題の重要な柱としてとらえ、人権教育の啓発を進めています。

「大津町児童生徒集会」

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために児童生徒集会を開催します。

●日時

10月26日(土)
午前8時40分～11時20分

●場所

大津北中学校 体育館



連載「人権シリーズ企画①」

きらめく男女

●問い合わせ

役場人権推進課 男女共同参画推進係

☎096(293)7920



大津町男女共同参画審議会
委員 松木雄一郎さん
まつき ゆういちろう

職場の大津町社会福祉協議会から推薦を受け、今年度から男女共同参画審議会の委員として委嘱を受けました。

今回、人権企画の依頼を受けて広報で何を伝えようかと考えましたが、職種分野の福祉の話にしました。

職場での男性優位は続いている

厚生労働省のホームページの中にキーワードがありました。「育児」「介護」「雇用均等」「イクメン」などです。近年では、随分浸透してきた「言葉」と思いますが、実施内容についてはまだままだようです。育児については、女性が育児休業を取得するという風潮がありますし、介護においても、女性が介護休業や介護による理由で職場を去るという選択に迫られる傾向にあります。雇用均等においては、男性優



位の職場が多いように思います。イクメンについては、育児に協力的な男性というイメージですが、男性が育児休業を取得して育児を行い、女性が働くという状況までには、まだまだ至っていないと思います。そのため私の職場では、介護をしている人や子育て中の人が休みを取りやすい雰囲気づくりに努めています。

社会全体で福祉を担う

日本の社会では、家族や親族間で福祉を担うという傾向が強く、社会制度もそこに頼っている感じがします。社会全体で、福祉を担っていくという風潮を作り出す必要があると思います。女性が行うことと、男性が行うことの固定観念を払拭するまでには相当時間がかかると思いますが、少しずつ少しずつ進めて行く必要があります。現代社会から見れば特異なことを進めることで、将来的には、一人一人が得意なことを選択し、携わることのできる世の中になるのではないのでしょうか？何もしない1年より、何かを始めた1年では、月日を積み重ねると大きな差が出てきます。まずは、最初の1歩を一緒に踏み出してみませんか？



環境プレス

Environmental press

役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

●地域猫の避妊去勢手術助成

菊池地域動物愛護協議会では、特定の飼い主がいらない不幸な猫がこれ以上増えるのを防ぐため、避妊・去勢手術費用の一部を助成します。

事前の申請手続きが必要です。役場環境保全課に必要書類を用意しています。

※手術済みと分かるように術後は猫の耳の一部カットします。

●助成金 1件当たり5,000円

●応募件数 5件(1人1頭まで)

●申請期間 10月1日(火)～31日(木)

●申請方法

①役場環境保全課で受け付けをしていますので期間内に申請をお願いします。申請期間終了後に厳正な審査を実施し、助成が決定した人に連絡を入れます。

②役場から申請書を受け取り、指定の動物病院に予約を入れて、手術を受け、支払いを済ませてください。

※指定病院は窓口で確認できます。

③「領収書」「申請書」「誓約書」を役場環境保全課に提出してください。

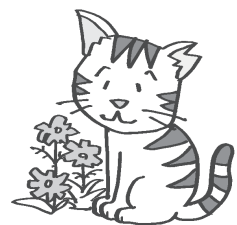
※支払いは、振り込みです。1カ月程度の時間がかかります。

●注意事項

・避妊去勢手術費以外の費用は、助成金の対象にはなりません。
・捕獲器の貸出は役場環境保全課に相談くださ

い。

・避妊・去勢手術を行った猫に関するトラブルについては申請者の責任で対応をお願いします。保健所・役場・動物病院は一切の責任を負いかねます。



●10月は3R推進月間

10月はリデュース、リユース、リサイクル推進月間です。「使い捨て型社会」から「循環型社会」に変えるため「3R活動」を広げていきましょう。

ごみを減らす取り組みとして、家庭から出る生ごみ減量化のための、電動生ごみ処理機などの購入費補助金もご活用ください。

食品ロスを減らすためにできること

なぜ私たちは、食べられる食べ物を捨ててしまっているのか？家庭からの食品ロスの原因は、大きく、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」の3つに分けられます。さらに、「直接廃棄」が「買いすぎによるもの」や「長持ちしない保存方法によるもの」に分けられるなど、食品ロスの原因は細かく分類されます。食品ロスを減らすため、それぞれの原因ごとに、適切な対策を取るように、日常生活で気を付けることが大事です。

●し尿汲取りの手数料変更

10月1日(火)から消費税法の改正に伴い、し尿汲取り手数料の消費税が10%に変更になります。

●普通手数料

10ℓにつき108円→110円

●最低手数料

1回につき620円→630円

●加算手数料

変更なし



●皿に料理が一つ残る「肥後のいっちゃ残し」はしない！

●料理を心をこめて作った人に感謝！

ぜひ、職場の宴会から「もったいない」を心掛け、食品ロス削減の取り組みに協力ください。

残さず食べよう！30・10(さんまる・いちまる)運動

飲食店などからの生ごみのうち、約6割がお客様の食べ残した料理です。会食・宴会時の食べ残しを減らすために、左記について取り組んでみましょう。

●乾杯後30分と終宴前の10分程度の間は料理を楽しみましょう！